

# 相続手続きのご案内

以下、手続きの流れになります。

## 遺言書の有無の確認

- 1) 自宅や勤務先等に自筆証書遺言があるかどうか探してみてください。  
発見されれば、家庭裁判所で検認の手続きとなります。なお、絶対に遺言書の封を開けないようにしてください。また、故意に遺言書を隠匿した場合には、相続欠格者として相続権を失うことがあります。
- 2) お通夜や葬儀等の際に、遺言執行者と名乗る方が現れ、公正証書遺言の存在がわかる場合があります。このときは、遺言執行者が公正証書遺言に基づいた手続きをすることになります。

## 相続財産の確定

- 1) 自宅や勤務先等に残された資料から、故人の相続財産がどれくらいあるのかを調査してください。相続財産には、資産だけではなく負債も含まれますが、資産よりも負債が大きい場合には、相続放棄という選択肢も考えなければいけません。ただし、相続放棄ができるのは、原則、死亡時から3ヶ月なので、急いで調べる必要がございます。
- 2) 資産には、不動産、自動車、現金、預貯金、株式・投資信託等の有価証券、宝石・貴金属、ゴルフ会員権、生命保険金、個人事業主であれば売掛金等があります。
- 3) 負債に関しては、各信用情報機関から信用情報を取り寄せます。これで銀行系、信販・クレジットカード系、消費者金融系への負債状況がわかります。
- 4) 個人的に借金をしていた場合には、証文や契約書がなく、債権者からの催促等の接触がなければ、負債の状況を知ることは困難です。
- 5) 個人的な債務の主なものは、未払いの税金（固定資産税、所得税、住民税）、病院等診療機関への入院費・治療費、他人の連帯保証債務があります。

## 相続人の確定

- 1) 故人の相続人が誰であるのかを調査します。戸籍の取寄せは、故人の出生にさかのぼるまで請求し、場合によっては、故人の兄弟姉妹をさかのぼることもありますので、時間がかかることが多いです。相続財産の確定調査と同時進行で進めていきます。

## 相続税の申告義務があるかどうか

- 1) 相続財産が確定したら、相続税計算において基礎控除後に相続税申告の義務があるのかどうかを確認します。
- 2) 相続税の申告義務があるのであれば、提携の税理士を入れて、最終的に相続税の申告手続きをしてもらうことになります。

## 遺産分割協議書案の作成

- 1) 相続財産の分配案を協議書として作成します。この分配案をもって、各相続人へのコンタクトを試みます。
- 2) 各相続人と円満に協議ができそうであれば、そのまま協議の手続きへと移ります。
- 3) 相続人の中に、争う姿勢をみせている方がいる場合や、協議が成立しそうな場合であれば、家庭裁判所にて遺産分割の調停申立ての手続きへと移ります。

## 遺産分割協議書への署名・捺印手続きおよび分配手続き

- 1) 各相続人が一堂に会していただき、協議書へ署名・捺印をしていただきます。
- 2) 協議書に従い、凍結されていた預貯金の名義変更手続きや各種手続きを実行します。その際、ご本人の立会いが必要になる場合がございます。
- 3) 不動産に関しては、法務局への相続登記申請手続きへと移ります。

## 他にご自身でやっていただく主な手続き

- 1) 役所への死亡届の手続き（死亡の事実を知った日から7日以内）
- 2) 金融機関への届出
- 3) 公共料金等の名義変更手続き
- 4) 生命保険金の請求
- 5) 遺族年金等の請求
- 6) 故人に申告すべき所得があれば、所得税の準確定申告（相続開始から4ヶ月以内）

## 費用に関して

- 1) 手続きをする相続財産が一戸建てやマンション一部屋だけの方の場合、登録免許税(不動産の評価額によって変わります)を合わせても10~20万円になる方が多いです。
- 2) 不動産以外の資産の手続きに関しては、10~30万円台になる方が多いです。
- 3) まずはお話をお聞きして、個別にお見積りをいたします。

## ご来所に際してご用意いただくもの

- 1) ご本人の身分を証明する公的証明書(運転免許証等)
- 2) 相続人の戸籍、住民票(戸籍の附票も可)  
他の相続人の分は遺産分割協議のときでも構いません。
- 3) 故人の戸籍謄本、戸籍の附票
- 4) 故人の相続財産がわかるもの  
不動産の謄本、権利証、固定資産税の納税通知書、預貯金の通帳、  
株式等の有価証券の明細 等
- 5) 故人の借金がわかるもの
- 6) 遺言書
- 7) 相続人が故人の生前に相続分を超える贈与等を受けていた場合には、その事実
- 8) 受任後の連絡先、郵送先

## その他の手続き

- 1) 相続人が行方不明である場合には、別途家庭裁判所において、不在者財産管理人選任および権限外行為許可の手続きが必要になります。

事務所報酬 申立書等の作成 15万円~ (+消費税)

別に戸籍謄本・収入印紙・予納郵券等の実費をご負担いただきます。

別に不在者財産管理人の費用を裁判所に予納しなければいけない場合がございます。

- 2) 相続人のうち、協議をするのに必要な意思能力がない場合には、別途家庭裁判所において、成年後見人等申立ての手続きが必要になります。

事務所報酬 申立書等の作成 15万円~ (+消費税)

別に戸籍謄本・収入印紙・予納郵券等の実費をご負担いただきます。

別に医師の精神鑑定費用として、5~30万円を裁判所に予納することになります。

- 3) 遺産分割の協議ができなかった場合の家庭裁判所における遺産分割の調停申立ての手続きについては以下のとおりです。

事務所報酬 申立書等の作成 15万円～ (+消費税)

別に戸籍謄本・収入印紙・予納郵券等の実費をご負担いただきます。

### 着手金

業務開始にあたり、以下の口座へ着手金のお振り込みをお願いします。  
着手金分は、最終請求時に差し引かせていただきます。

みずほ銀行 京橋支店

普通 2469747

名義 司法書士 水時功二 (シハウショシ ミズトキコウジ)

以上、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

## 亀有駅前総合法務事務所

〒125 - 0061

東京都葛飾区亀有三丁目3番7号

認定司法書士・行政書士 水時功二

電話 03 - 6314 - 9585 FAX 03 - 6319 - 2453

メール 0363149585@mizutoki - office.jp

HP <http://mizutoki.com/>

[http://www.mizutoki - office.jp/](http://www.mizutoki-office.jp/)

(「水時」で検索すれば関係 HP が出てきます。)